

鋸山の高付加価値検証事業業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

鋸山は日本遺産候補地域として認定されたことをきっかけに、富津市・鋸南町という行政区域を超えたネットワーク構築が進んでいる。これと同時に、日本遺産「候補地域」を通じた文化遺産の保存承継によって鋸山に愛着を持つ登山客が増加し、石の研究者たちの活動も活発化している。

しかしながら、鋸山ではキャッシュレス決済が浸透していないことや案内板の不足等の課題がある。

本業務委託は、鋸山における利便性の向上を図り、来訪客の満足度を高め、来訪客数増加のための環境整備を行う業務である。

2 概要

- (1) 件名 鋸山の高付加価値検証事業業務委託
- (2) 場所 鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会
(富津市下飯野 2443 番地)
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 20 日まで
- (4) 業務概要
別紙「鋸山の高付加価値検証事業業務委託仕様書」のとおり
- (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
3,000,000 円以内(税抜 2,727,273 円)※上限額を超える提案は受付けない。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (2) 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 過去5年間に本件業務と同様又はこれに類似する業務を元請として受注した契約実績を有する者であること。
- (4) 鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会（以下「協議会」という。）が作成した仕様書の内容を十分に理解し、その内容に即した提案が可能であること。

4 実施スケジュール

| | 内容 | 日程 |
|------|--------------|----------------------------------|
| 参加表明 | 申請書様式等の配布期間 | 令和4年8月5日～令和4年9月26日 |
| | 参加表明書受付期限 | 令和4年8月19日 午後5時15分まで |
| | 選定・非選定通知書の送付 | 令和4年8月24日 |
| 技術提案 | 質問書の受付期間 | 令和4年8月26日～ 令和4年9月5日 午後5時15分まで |
| | 質問書の回答 | 令和4年9月9日 |
| | 技術提案書の受付期間 | 令和4年9月10日～令和4年9月20日 |
| | プレゼンテーション | 令和4年9月26日 |
| | 提案採用者決定 | 令和4年9月27日 |

5 提案方法等

(1) 申請書様式の配布

- ① 配布期間 令和4年8月5日から令和4年9月26日まで
- ② 配布場所 富津市及び鋸南町ホームページに掲載する。下記URLからダウンロードすること。

[URL]:

https://www.city.futtsu.lg.jp/kanri/seisaku/web_confirm/contents_detail.php?frmId=7219

(2) 参加表明書の提出

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

① 参加表明書兼参加資格確認申請書（別記第3号様式）

なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものでなければならぬ。

登記事項証明書等の契約能力を有することを確認する書類（原本）

- ・履歴事項全部証明書（法人のみ。法務局発行）
- ・身分証明書（個人のみ。本籍地のある市区町村発行）
- ・登記されていないことの証明書（個人のみ。法務局発行）

印鑑証明（原本）

- ・印鑑証明書（法人のみ。法務局発行）
- ・事業主の印鑑登録証明書（個人のみ。市区町村発行）

使用印鑑届兼委任状（別記第1号様式）

財務諸表（直近2年分の決算書）

個人の場合は、所得税確定申告書（税務署受領印があるもの）及び申告決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書）

営業所等一覧（別記第2号様式。営業所等を有する場合のみ）

国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本）

- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（法人のみ。税務署発行）
- ・所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（個人のみ。税務署発行）
- ・千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行）
- ・富津市税の納税証明書（富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行）
- ・鋸南町税の納税証明書（鋸南町内に本店又は営業所等を有する場合のみ。鋸南町発行）

(3) (2) — ①の個別事項に記載したものを確認できるものの写し

会社概要（別紙1）

業務実施体制票（別紙2）

業務実績表（別紙3）

(4) 参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者全員に書面で通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて技術提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

(5) 質疑応答

① 質問書の受付

質問書受付期間中に、質問書をFAX又は電子メールで提出すること。

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、質問書の回答日までに富津市及び鋸南町ホームページへ掲載する。

(6) 審査結果通知書の送付

プレゼンテーション参加者全員へ書面により通知する。

6 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合であっても審査は実施とし、基準点に満たない場合は失格とする。

参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

7 評価基準

評価項目は、以下のとおりとする。

| 評価項目 | 評価基準 |
|-------------|---|
| 委託業務への理解度 | 業務の背景、目的、関係法令、条件及び仕様書の趣旨について十分に理解し、仕様書記載の業務内容について全て提案されているか。 |
| 業務の具体性 | 提案する業務内容に具体性があり、実施内容が効率的かつ実現可能であるか。 |
| 業務の遂行体制 | 業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能であるか。 |
| 業務の実効性 | 富津市・鋸南町の地域特性や課題を把握できる手法について実効性のある提案がなされているか。 |
| 観光活用を見据えた提案 | まちづくり、観光の振興について、実効性のある提案がなされているか。 |
| 本事業に対する熱意 | プレゼンテーションが知識・経験に裏付けられ、わかりやすく説得力があるか。本事業に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。 |

8 結果の公表

契約締結後、以下の内容を富津市及び鋸南町ホームページで公表する。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由（審査結果等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

9 契約手続

- (1) 提案採用者を優先交渉権者とし、仕様書及び提案採用者の提案書等の記載事項を基本に協議が調ったときは、見積書を提出し、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価得点の高いものから順に協議を行うものとする。ただし、評価得点が最低基準点を下回るものを優先交渉権者

とすることはできない。

- (3) 優先交渉権は、契約締結結果を富津市及び鋸南町ホームページに公表することにより消滅する。

10 その他

(1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後4時までプロポーザル参加辞退届を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ③ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの
- ④ 審査の公平性を害する行為があったとき。

(3) 申請に関する経費について

書類の作成、提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出資料の取扱いについて

- ① 提出資料は返却しない。
- ② 提出後の資料の差し替え（修正を含む。）及び再提出については、一切認めない。
- ③ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- ④ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ⑤ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、協議会に帰属する。

(5) 協議会が作成した仕様書の取扱い

技術提案書の作成のため協議会から受領した資料は選定結果通知後、廃棄すること。また、協議会の了承なく公表又は使用しないこと。

11 担当

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地

鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会事務局

電話：0439-80-1342 FAX：0439-80-1353

E-mail：mb036@city.futtsu.chiba.jp